

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和6年福津市教育委員会第2回臨時会
開 催 日 時		令和6年7月10日(水) 午前10時00分から 午前11時00分まで
開 催 場 所		福津市役所 別館1階大ホールABCD
委 員 名		(1) 出席委員 青木委員、農崎委員、田中委員、 村井委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		石津教育部長、吉住教育部理事兼主幹指導主事、吉崎 教育総務課長、芹野郷育推進課長、占部文化財課長、 木村指導主事兼教育指導係長、内兼久総務企画係長、 川上主事
会 議	議 題 (内 容)	・日程第 1 開会の宣言 ・日程第 2 会議録署名委員の指名について ・日程第 3 議案第33号 多段階浸水想定の実施 と学識経験者を交えた検討等を求める 請願書について【継続審議案件】 ・日程第 4 閉会の宣言
	公開・非公開の 別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	24名
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		青木委員
		農崎委員

その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
内兼久係長：教育長不在の間の会議の進行は、教育長職務代理者である青木委員にお願いしたい。 青木委員：本日の会議には、趣旨を述べることについて、請願者に出頭をお願いしている。また、24名の方から傍聴の申出があっている。 福津市教育委員会会議規則第13条では、会議は公開すると規定している。よって、福津市教育委員会会議傍聴人規則第2条に基づき、本日の会議の傍聴については許可する。 事務局、請願者、傍聴人及び記者の入室をお願いする。 (請願者、傍聴人、記者入室) 会場の傍聴については、福津市教育委員会会議傍聴人規則に基づき実施する。 ここでお諮りする。 報道機関から撮影の申し出があっている。 撮影を許可することに異議のある方はいるか。 無いようなので、許可することに決定する。 その他の傍聴者については、会議の様子の録画、録音、撮影も断る。守っていただけない場合は退場を命じることもあるのでご了承ください。 1 日程第1 開会の宣言 青木委員：構成委員4名のうち、ただいまの出席数は4名で、定足数に達し教育委員会は成立するため、令和6年福津市教育委員会第2回臨時会を開催する。 直ちに会議を開く。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおり。 2 日程第2 会議録署名委員の指名について 青木委員：福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私青木と農崎委員で確認、署名することとする。 3 日程第3 議案第33号 多段階浸水想定の実施と学識経験者を交えた検討等を求める請願書について【継続審議案件】 青木委員：本件については6月27日の教育委員会第6回定例会で継続審議とし、請願者から趣旨を述べていただくことになっていた	

め、本日直接請願の趣旨を説明していただく。

それでは、請願者は今回の請願の趣旨を10分以内で説明するようお願いする。

請願者1：この度は陳述を許可していただき感謝する。

私の主張はほとんど請願書に書いたため、その中で皆さんにお伝えしたいことを考えた。

私は九州出身で、福津市に住み始めて15年、地点9に住み始めてからは3年ほど経つ。

この場所は会社も近く、鉄筋造りで家賃も手頃であったため、軽い気持ちで契約した。

私の趣味は車やバイクなどで、駐車スペースが十分あるのも良かった。

この学校計画を知ったのは、市民の皆さんが配布しているチラシを見たのが最初だった。

読んでみると、大変なことが起きていると分かった。

一番浸水が悪化する地点9の住民に知らせないまま、自治体がそんな決定をするなんて信じられず、初めは嘘ではないかと思っていた。

その後のチラシで、もう盛土が決まってしまったと分かり、啞然とした。

お年寄りも小さな子ども達もたくさん住んでいるこの場所が、最大1m以上浸かる場所になるということを教育委員会が決定し、4月議会に提案し、市議会議員がそれを賛成多数で承認したということ。今まで住民を守ってくれていた自治体というのは幻想だったと思った。

5月25日の住民説明会についても、自治会に加入していない私の家には知らせが来なかったため、ネットで検索し、参加した。

盛土を決定した後の住民説明会とは、順序が逆だと思ったし、参加しても意味が無いと思ったが、このようなひどい計画を自分の中にどう落とし込めば良いのか分からず、落としどころが欲しかった。

その後のことは請願書に書いたとおり。

私達が要望した家財補償、多段階浸水想定、学識経験者、全てが住民説明会では出来ないと言われた。

もう引っ越すしかないと思った。

しかし、周りは引っ越すことができる人達ばかりではない。

だから、これだけは、この計画に最も責任を持っていられる教育委員会の皆さんに伺っておきたいと思った。

行政が、周辺地域の浸水を悪化させることが分かっているが、敢えてその方法を選び、より悪い環境を住民に押し付けるということが私はあってならないことだと思うのだが、皆さんがそうしても良いと思う理由は何なのか。子ども達のために一

刻も早く学校が必要というのは理解できる。私達としても、もし河川、土木、建築などの学識経験者がいろいろ検討したが、もうこの方法しかないと言うのならば、まだ納得しようと努力もできる。

しかし、今回の計画は、そうした学識経験者を入れずに進められてきた。その状態で盛土しかないと押し付けられる私達はどのように納得したら良いのだろうか。

皆さんや、皆さんのご家族が同じ目に遭ったとき、皆さんなら納得できるのか。

今月初めの7月1日に線状降水帯が降り、私の家の前はこのような状態になった。

(請願者1が写真を用いて説明。)

朝の6時から9時までの3時間で95ミリの雨が降り、それだけで家の前の用水路からは水が溢れそうになっていた。盛土が行われれば、この水は、今度は私達の家を襲うことになることが実感として分かった。正直に言って怖かった。

それでも、ここに盛土をするしかないということであれば、私達が沈んだり、大切なものを失ったり、最悪死んだりしてもしょうがないと思ひ至る根拠が欲しい。そのために学識経験者を入れて検討していただきたい。

文部科学省は令和5年5月、水害リスクを踏まえた学校施設の推進のための手引きを策定している。ここで、文部科学省は、一般的な建築物の使用期間に経験する可能性が高い浸水深等を把握するため、想定最大規模降雨の洪水浸水を想定区域図だけでなく、計画規模降雨による洪水浸水想定区域図や、浸水実績、これは、市区町村が公表するもの等に加えて、より頻度の高い浸水想定、例えば、年超過確率10分の1、30分の1、50分の1、100分の1等も収集する。その上で、対策目標浸水規模を多段階で設定することが重要であると言っている。

要するに、浸水想定区域に学校を造る場合、多段階浸水想定を出すことは、文部科学省の意向でもあり、学校に通う子ども達の命を守るために、ぜひ、福津市教育委員会として取り組んでいただきたい。

6月30日に住民説明会が行われた。教育委員の皆さんに話だけでも聞きに来てほしかったという声が大きかった。これは、教育委員の皆さんを責めたいのではなく、皆さんが重大な決断をするときに、私達の顔を思い浮かべてほしかったからだと思ふ。

確かに、地点9には、約60世帯、100十数人しか住んでいない。

しかし、この場所に住む人の数だけ大切にしていること、嬉しいこと、色んな毎日がこの場所に流れている。数が少ないか

らと、大きな事業のためだからという理由で私達の生活を脅かさないでいただきたい。危険にさらすのはやめていただきたい。私達の顔を忘れないでいただきたい。

以上で私の発表を終わる。

青木委員：他にないか。

請願者 2：一つお話をさせていただきたい。

小学校の教育は、人への思いやり、つまり共感というものを大事にすると思う。そういうものを教え込むのが小学校の教育だと思う。

にも関わらず、今回、こういうふうに困っている人、最初に知らせるべき人を無視したというのはひどい。これは学校教育というところで考えても変だと思う。

学校を建てなくてはいけないと先走りして、それを不安がっている人を無視しても良いのか。そういうことを子ども達に教えるのか。本当の共感というのはそうではないと思う。私は今回の話で、正直さ、人への思いやりというものを教える小学校が、公的機関として、今回のようなことをしているという悲しさだけが残った。

いじめというのは、いじめられる側はどのような気持ちでいるか、どのような気持ちになるかというのを、いじめる側は理解しなくてはならない。

もう少し思いやりのある政策をしてほしいというのが私の気持ち。

請願者 3：私は、住民が反対してはいるが、小学校を新設し、必要性があることも理解している。その上で、学識経験者の意見を入れ込んだ上で、そこからきちんとした正しいデータをもとに、フローを専門家に説明していただいて、もしその場所に建てる許可が下りたとしても不安は取り除けないため、この地点にお住まいの方々にきちんと説明する配慮をとっていただき、危険なリスクを最小限まで抑えた建設をしていただきたい。

請願者 1：先程、文部科学省の意向というところの話をした件について、資料を印刷してきたので、後ほど見ていただきたい。

青木委員：では、まず請願事項 1 について事務局に説明を求める。

吉崎課長：請願事項 1 について、教育委員会事務局としては、多段階の浸水想定図とは、降雨の確率規模別、年超過確率 10 分の 1、30 分の 1、50 分の 1 等に作成した浸水想定で、主要河川として水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川を標準とされており、河川管理者が作成することになっている。

因みに、福津市の洪水予報河川及び水位周知河川は、西郷川と八並川の 2 河川となっている。

降雨による浸水については、内水浸水、河川の溢水による氾濫の相互に相関関係があるものと考えている。

例えば、土地に降った雨は河川へと流れていく。この集積に

より、河川の水位の上昇につながる。

また、河川の上昇により、土地に降った雨が河川へと流れなくなり、内水浸水へとつながっていくと考えている。

内水による浸水は、河川の堤防の決壊や河川からの溢水による浸水と比較して、浸水被害の発生頻度が高い、浸水被害の発生までのリードタイムが短い、多くは、河川溢水前に内水浸水が始まるという特徴がある。

近年の雨の降り方の局地化、集中化、激甚化や都市化の進展に伴う浸水被害への対応を図るため、本市においても、今年度、内水浸水想定区域図の作成に着手しており、今年度末完了予定となっている。

内水浸水ではあるものの、計画降雨などの各条件での浸水のリスクを勘案して対応を検討していくこととしており、現段階において、市独自のシミュレーションとなる多段階洪水浸水想定区域図については、作成する予定はない。

青木委員：請願事項１に対する質疑を受ける。

村井委員：私達教育委員としては、福津市の学校の過密化解消というのは、長年の願いであり、課題でありというところで、やっと、小学校建設にたどり着いた。

教育委員は、やはり学校教育というところに関わっていかなければいけないので、やっと小学校を建設できるというような思いでいた。

しかし、本日請願者からこの場でお話をさせていただいて、本当に気持ちは良く分かる。

私も西郷川に流れ込む大内川の近くに住んでいるが、７月１日の大雨の日には、傘をさしながら、川が溢れるばかりになっていたので、本当に危ないという話を家族に話したことを覚えている。

事務局の方からは、作成する予定はないというふうに言われたが、例えば、浸水想定調査をするためには、どれくらいの期間を要するのかというところを教えていただきたい。

吉崎課長：洪水浸水想定区域図の作成で使用した氾濫解析モデルを活用することができる状態だが、対象外力、降雨の流量や波形等の設定から行う必要がある。そういったこともあり、するとすると、契約等の事務の後、約１８０日、半年間を要するものと考えている。

青木委員：他にないか。

田中委員：先程、請願者の方から、学校を建てる際は多段階の浸水想定区域図を作成することは文部科学省の意向でもあるという話があったが、多段階浸水想定区域図の作成は義務付けられているのか。

吉崎課長：多段階浸水想定区域図の作成については、義務付けられてはいない。

しかし、想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図は、現在福岡県が公表した図となる。この図では、浸水の生じやすさや発生頻度が明らかになっていなかったというところがある。これについては、水防法上で定められたものである。

しかし、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の確率規模の降雨によって想定される浸水の範囲や浸水深を明らかにし、浸水の生じやすさや、発生頻度を示す新たな水害リスク情報を公表し、水害リスクを踏まえた土地利用の促進など、流域治水の取り組みを推進すること自体は、国交省の方も言われているが、これから進められていくところである。

また、国が示す多段階浸水想定図及び水害リスクマップ検討、作成に関するガイドラインというものがある。これについては、水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川が標準とされているところ。先程申した西郷川、八並川の2河川が標準となっている。

田中委員：請願者の方はたくさんの方の不安があるということをおっしゃっていたが、福津市としては、その請願に対して、作成図以外に水害対策を取っていくということでしょうか。

吉崎課長：その部分については、近年の雨の降り方の局地化、集中化、激甚化、都市化している中で、内水浸水想定区域図、当然、多段階ということになると、外力による溢水という形になるかと思う。

しかし、溢水する前に当然降雨というのは、まず土地に降る。土地に降った雨が河川に流れていく。河川に流れていくと、その流れによって河川の水位が上昇する。上昇すると、今度は河川自体に流れなくなる。河川に流れなくなると、内水浸水が発生する。

内水浸水は、発生までのリードタイムが短いことや、多くは溢水の前に起こるという状況が全国的にも明らかになってきているところ。

そのため、まず内水浸水について今年度福津市としては取り組むということで、現在作成に着手している。

浸水に頻度や、どのようなリスク等があるのか等、作成された内容によって具体的に対策を立てていきたいと市としては考えているところ。

青木委員：他にないか。

農崎委員：先程の説明によると、多段階浸水想定区域図については作成する予定はないが、今年度に完成予定の内水浸水想定区域図をもとに、現在困られている請願者の方々への対策を考えていくということで良いか。

吉崎課長：内水浸水も発生頻度が高い状況の中で、どのようにして浸水が始まるのかということなので、発生頻度が高い場所につ

いては、当然具体的な対応、対策を検討していく必要があるかと思うが、現段階では、県が示している、想定し得る最大規模の浸水想定区域の中では、調査結果を持って、先程述べた状況が出ているが、実際に内心浸水想定区域図で、日常的な頻度の高い降水のときにどのような状況になるのかというところを確認させていただき、それに対して具体的な対応を取っていく形になるかと考えている。

青木委員：他にないか。

田中委員：やはり学校が建つということで、周辺に住まれている方は、騒音などいろいろなことを心配されると思う。他の自治体においても、学校建設の際にはいろいろな考え方があって、先日も宗像市で水害があったが、やはり水に対しては、初期の段階で十分な説明、安心できるような説明をできていなかったということは私達も反省しなければならないところだと強く感じている。

河川は、県が管理しているところで、それに基づいてするかしないかというところは、教育委員会だけではなくて、市の行政レベルでしっかりと話していただきたい。やはり、教育委員会だけで簡単に採決をするのではなく、私個人の意見としてはそういったことを十分に検討していただきたいと考える。

青木委員：他にないか。

村井委員：私も田中委員と同じ意見。教育委員会だけで、賛成、反対ということを決めることではないと感じる。

請願書を読んで、防災マップをみたり、さまざま調べてみたが、調べれば調べるほど、教育委員会だけで採決できることなのかと、採決することがとても心苦しい次第。

青木委員：無いようなので、請願事項1について審議を終結し、確認する。

議案第33号の請願事項1、盛土造成前に比べて盛土造成後、どのくらいの降雨量のときに周辺地域の「浸水」が始まるようになるのかを教えてください。これは、内水浸水想定ではわからない情報です。専門業者に依頼して、「宅地造成後（小学校未整備）」と「学校造成後」に分けた手光今川・道辻川周辺地域の浸水想定を、年超過確率別に多段階でお示してください（多段階浸水想定）。を採択すべきと思われる方は、挙手願う。

（全員反対）

全員反対である。

田中委員：請願事項1については、不採択と決定したが、これは、大事な課題だと思うので、教育行政ではなくて、市の行政に伝えていただきたいということを要望する。

青木委員：次に請願事項2と3は、趣旨がほぼ同一なので、あわせて事務局に説明を求める。

吉崎課長：請願事項２、３について、今回実施した新設小学校建設事業に伴う手光今川洪水浸水想定区域への影響調査結果については、浸水想定区域に加え、浸水軽減対策を検討したが、手光今川水系に係る想定し得る最大規模の降雨、年超過確率１０００分の１に対しては、広い範囲の洪水浸水降雨の集積、近年の該当地域の開発もあり、結果としては浸水深影響箇所の解消までには至らなかった。

しかし、想定し得る最大規模の降雨量については、福津市における直近３０年間の最大降雨量の３倍強であり、広域において浸水が発生することなど、地域の皆様におかれては、緊急的な避難を行っていただく必要がある降雨量であること、また、福津市として、事前避難や施設整備によらない平時の点検、確認等、ため池の低水管理、県への河川の浚渫要望等のソフト面の対策と、ハード面では、内水浸水想定区域図をもとに、浸水被害の発生状況や浸水リスク等を勘案して対応を検討するなど、ハードとソフトが一体となった対策を図っていくこととしている。

また、新設校の建設予定地については、手光今川洪水浸水想定区域に加え、高潮浸水想定区域、ため池決壊浸水地に位置しており、いずれも発生頻度や激甚状況などから社会全体が災害リスク情報を共有し、減災対策に取り組むもので、事前の避難指示や決壊の際の迅速かつ安全な避難が必要であり、施設整備の面では、敷地内浸水の軽減、被災時の校舎の浸水防止の観点、より近くに防災拠点として、地域の災害に備える力の強化につなげること、さらに、運動場等での日常の児童の学習活動に支障をきたさないようにすることなどから、土地の嵩上げによる整備がより有効的な対応と判断しており、さらなる検討委員会の設置や専門家等の招致による検討は考えていない。

青木委員：請願事項２と３に対する教育委員のご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：先程の吉崎課長からの説明では、現在心配されている地点９の方々に対しては、ソフト面とハード面の対策を勘案して検討するということだったが、現時点で何か検討されていることや実施できると思われていることはあるのか。

吉崎課長：今回、調査報告等でもお示しはさせていただいていたが、地点９においては、１ｃｍから１０ｃｍ程度の軽減にしかないが、国の専門家の知見に基づき専門業者に委託した調査結果で示した、軽減措置の実施、それから学校敷地内に、年超過確率３０分の１の降雨に対応した洪水調整池の整備、また、先程も申し上げたが、内水浸水ではあるものの計画降雨等の各条件での浸水のリスクをお示しし、その結果をもとに浸水被害の発生状況や浸水リスク等を勘案して具体的な検討を行っていくということを現在考えているところ。

村井委員：基本設計の中に洪水調整池、6月30日の説明会のときには、この調整池を東、西どちらに持っていくかというところが論議となったようだが、この洪水調整池と埋蔵水路、これはおそらく水路を止めないためのものかなと考えているが、その点についてもう少し詳しく説明していただきたい。

吉崎課長：まず、洪水調整池については、福岡県の開発協議の基準に基づいて学校敷地内の、年超過確率30分の1規模の降雨について、一時的に貯水するもので、貯水することにより、河川へと流れる雨水のピークカットを行うものとなっている。貯水量としては、1242立米となっている。

また、埋蔵水路については、既存の農業用水路の現断面それから流量を保持し暗渠により水路の振り替えを行うものである。これについては、河川の管理者である福岡県や地元の水利組合との協議が整っており、福岡県の開発許可も受けているという状態。

青木委員：他にないか。

村井委員：埋蔵水路を生かすことによって、地点9の水が手光今川に流れ込むということか。

吉崎課長：地点9の水路ということではなく、既存の水路が走っている。その水路を暗渠によって、場所を変えて付け替えるというようなイメージである。

青木委員：他にないか。

無いようなので、請願事項2と3について審議を終結する。

まず、請願事項2について確認する。

議案第33号の請願事項2、利害関係のない第三者である河川、土木、建築等の学識経験者を交えた検討委員会をつくり、周辺地域への浸水被害を増大させないで済む工法はないか、検討してください。またその検討結果を、開示してください。を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

次に、請願事項3について確認する。

議案第33号の請願事項3、教育委員会に利害関係のない第三者である河川、土木、建築等の学識経験を招致して、周辺地域への浸水被害を増大させないで済む工法はないか、検討してください。またその検討結果を、開示してください。を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

次に請願事項4について、事務局に説明を求める。

吉崎課長：請願事項4について、教育委員会主催の住民説明会は、今年度においても、限定された地域ではあるが、5月25日、6月1日の2回を実施している。また、地域を限定しないものとし

て、6月30日に実施を予定している。

また、教育委員会は、構成する各教育委員の合議により行政方針やその他重要事項を決定する合議体であり、説明会は教育委員会で決定された方針に基づく、具体的な事務の執行であるため、教育委員の出席は考えていない。

青木委員：請願事項4に対する教育委員のご意見や関連する質疑を受ける。

農崎委員：教育委員になって3年が経つが、よく教育委員会主催の住民説明会にはなぜ教育委員は出席しないのかというご質問を受ける。私自身、出向いても良いという思いもあったが、それは勉強不足だった。

先程事務局から説明があったように、やはりこの教育委員会の場で教育委員みんなで意見を出し合い熟議した中での決定結果なので、私一人が意見することではないということを改めて勉強させてもらっている。

前回の6月30日の説明会の議事録についても、事務局から説明を受けて、読ませていただいている。

その上で本日請願者の方に来ていただいて、切なる願いをとても重く受け止めている。

申し訳ないが、教育委員の出席は考えていないという事務局の考えに同意したいと思っている。

青木委員：他にないか。

無いようなので、請願事項4について審議を終結し、確認する。

議案第33号の請願事項4、教育委員会主催、教育委員の出席による住民説明会を、早急に開催してください。を採択すべきと思われる方は挙手願う。

(全員反対)

全員反対である。

次に請願事項5と6と7は、趣旨がほぼ同一なので、あわせて事務局に説明を求める。

吉崎課長：請願事項5、6、7について、請願事項1から4については先に述べたとおりだが、併せて、児童・生徒が増え続けている福間小学校と福間中学校においては、活動場所が少ないことに起因するストレス等からきているトラブルの多発や特別教室等の利用機会が少なくなり、実験などの体験を必要とする学習が十分に実施されず、学習機会の確保の課題、一人ひとりへのきめ細かな指導が難しい、部活動の制限、通学路が混み合うことによる交通上の懸念、教職員の過大な負担等、教育環境に与える様々な影響を早急に緩和させる必要があると考えている。そのため、令和9年4月の新設小学校開校を目指しており、今後の事業スケジュールからも造成工事の中断はできないと考えている。

青木委員：請願事項５と６と７に対する教育委員のご意見や、関連する質疑を受ける。

村井委員：中断は出来ないという事務局の意見だが、中断しない中で、令和９年４月開校に向けて、この請願のあった何を進めていくのか。多段階浸水想定区域の調査は１８０日かかるということだが、それについては調査されるのか。

吉崎課長：多段階浸水想定区域図については、先程述べたように、現段階では実施する予定はない。その代わり、具体的な実際の計画水位の状態の内水浸水がどのように起こるのかというところをしっかりと把握した後に、それに対する具体的な対応をどのように行っていくのかという検討を合わせて進めていきたいと考えている。

青木委員：他にないか。

無いようなので、請願事項５と６と７について審議を終結する。

まず、請願事項５について確認する。

議案第３３号の請願事項５、請願事項１が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。を採択すべきと思われる方は挙手願う。

（全員反対）

全員反対である。

次に請願事項６について確認する。

議案第３３号の請願事項６、請願事項２、３が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。を採択すべきと思われる方は挙手願う。

（全員反対）

全員反対である。

次に請願事項７について確認する。

議案第３３号の請願事項７、請願事項４が履行されるまでは、私たちの命と暮らしの安全を脅かす可能性がある造成工事を中断してください。を採択すべきと思われる方は挙手願う。

（全員反対）

全員反対である。

以上を踏まえて、請願事項１から７まで全部採択すべきでないということになったため、議案第３３号を不採択とすることに賛成の方は挙手願う。

（全員賛成）

全員賛成である。

よって、日程第３、議案第３３号多段階浸水想定の実施と学識経験者を交えた検討等を求める請願書については、不採択と決定した。

この件に関してご意見等はないか。

田中委員：不採択と決定したが、私たち教育委員としては、請願の趣旨を踏まえて検討してきた。

この請願の内容がどうしても造成工事の中断に結び付くためにこういう結果となった。おそらく不満に思われると思うが、私たち教育委員としても、現在の学校の現状、保護者、先生方の声を聴いており、大変な状況だと捉えている。子ども達の教育を守ること大切であり、災害等が起こったときに避難等で大規模校は大変な状況になる。だからといって、地域住民の命を軽んじているのではない。

私たちの要望として、やはり市当局に対して、請願に対する対策を今後できる限り行って、地域住民の不安を取り除くよう、市当局に要望していきたい。また、これから災害というのは、水害だけではなく、地震もある。そういう災害に対して、一番の方法は対策ではなく、宗像市でも言われているが、住民の意見を聴きながら、自助と共助が大事だと考える。この新設小学校が建設されたら、この学校が地域住民の防災の拠点となつてほしいと願っている。

いろいろな憤りはあると思うが、私たちができる限りの要望を出していきたい。

住民説明会においても、現在教育行政のトップである教育長が不在となっている。私たち教育委員は行政ではない。トップが不在のため、住民の方に非常にご迷惑をかけていることと思う。そういう面に関しても、市に対して、主に市長だが、早急に教育行政のトップを任命していただきたいということも併せて要望していきたい。

手紙もいただいたが、その手紙を見て、やはり命を守ることの大切さというのは共通だと思っている。それだけのご理解いただきたい。いただいた手紙は重要な資料になった。感謝する。

農崎委員：皆様が怒っている気持ちも理解できる。しかし、私たち教育委員は、学校教育、子どものことに関して物事を考えて決定している機関であるため、今回の請願に対してはお力添えはできない。

しかし、水害等の地域の皆様の不安を少しでも解消できるよう、事務局にも市にも市民としても教育委員としても要望はし続けたい。

青木委員：私も個人的な意見にはなるが、10年間教育委員という仕事を仰せつukai、この学校問題にもずっと関わってきたが、最初は竹尾緑地ということで決定していた。それが途中で白紙になり、その後も教育委員会事務局の方々が、様々な土地の調査等をされながら、次は、四角地区に中学校を建設し、そして場所は決まっていなかったが、小学校をもう1つ建設するというところで、2校建てられると本当に安心していただけたところだった。し

かし、予算の関係等の理由を付けられ、私たち教育委員は予算のことはわからなかったが、途中で1校のみの建設に方針が変更された。教育委員としては、中学校がどうしても必要だと考えていたが、中学校ではなく、小学校だということを言われ、1校のみならば、小学校ではなく、中学校は必要だと主張し続けてきたが、それが採用されることはなかった。

結局、小学校1校のみの建設ということになったが、私たち教育委員会としては、中学校はどうしても必要だが、両方建設することが出来なくなるということが、一番混乱を招く状況となることを考え、小学校を先に建設し、その後中学校建設に向けて取り組んでいくつもりでいた。

建設予定地が宮司地区ということになり、混乱が起こることはもう最初から想定内だった。ただ、皆さんの要望と学校、子ども達の未来にことを両方進めていけるような建設につながっていけばと考えていたが、この度の請願を受け、住民の方々の不安というのは本当に大きなものであることも良く理解できた。

しかし、市の行政として、私たち教育委員は行政ではないが、既に相当の金額をつぎ込んでいる。これは皆さんが納めた税金でもあるので、途中で頓挫することができないのは、市議会でも言われていた。今後、教育委員会として、皆様の不安をどのように取り除いていくのかということについて、話を進めていきたいと考えている。このような混乱を起こしたのも私の力不足も一つの要因であろうかと思うが、ご容赦願いたいと思うところ。

内兼久係長：事務局からお知らせする。明日の行事打ち合わせのため、本臨時会終了後、教育委員の皆さまは移動をお願いします。

4 日程第4 閉会宣言

青木委員：以上で本日予定していた議事日程は全て終了した。

これで令和6年福津市教育委員会第2回臨時会を閉会する。